

郡山市指定障害福祉サービス事業者等監査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第48条、第49条、第50条、第51条の27、第51条の28及び第51条の29並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「福祉法」という。）第24条の34、第24条の35及び第24条の36の規定に基づき、第3条に規定する障害福祉サービス事業者等に対して行う自立支援給付及び障害児通所給付費等に係るサービス（以下「障害福祉サービス等」という。）の内容並びに自立支援給付、障害児通所給付費等（以下「給付費等」という。）に係る費用の請求に関する監査についての基本的事項を定める。

(監査の方針)

第2条 監査は、障害福祉サービス事業者等に対し、第8条に規定する行政上の措置に該当する内容と認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合又は自立支援給付に係る費用の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼として実施する。

(監査の対象)

第3条 監査の対象は、次に掲げる事業者、設置者及びその従業者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）とする。

- (1) 指定障害福祉サービス事業者（障害者総合支援法第29条第1項に規定する事業者をいう。以下同じ。）
- (2) 指定障害者支援施設（障害者総合支援法第29条第1項に規定する施設をいう。以下同じ。）の設置者
- (3) 指定一般相談支援事業者（障害者総合支援法第51条の14第1項に規定する事業者をいう。以下同じ。）
- (4) 指定特定相談支援事業者（障害者総合支援法第51条の17第1項に規定する事業者をいう。以下同じ。）
- (5) 指定障害児相談支援事業者（福祉法第24条の26第1項に規定する事業者をいう。以下同じ。）

(監査対象の選定)

第4条 監査は、次に掲げる情報を踏まえ、指定基準違反等の有無について確認する必要があると認める場合に、これを行う。

(1) 要確認情報

- ア 通報・苦情・相談等に基づく情報
- イ 相談支援事業等へ寄せられる苦情
- ウ 自立支援給付の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者

(2) 実地指導において確認した情報

障害者総合支援法第10条第1項及び第11条第2項又は福祉法第57条の3の2による指導において確認した指定基準違反等

(監査の実施機関等)

第5条 監査は、保健福祉総務課長、障がい福祉課長及び保健所保健・感染症課長が所掌し、保健福祉総務課の職員、障がい福祉課の職員、保健所保健・感染症課の職員及び保健福祉部長

(以下「部長」という。)が必要と認める職員(以下「職員」という。)においてこれを実施する。

(監査の方法)

第6条 監査は、障害福祉サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該障害福祉サービス事業者等の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査(以下「実地検査等」という。)により、これを行う。

(実地検査の手続)

第7条 市長は、監査対象となる障害福祉サービス事業者等に対して、あらかじめ日時、場所、監査事項等について第1号様式により文書で通知する。

ただし、緊急に監査を実施する必要があると判断した場合又は実地指導中に監査に変更した場合には、監査当日に文書で通知し又は口頭で通知することができる。

2 市長は、監査の結果、次条の行政上の措置には該当しないものの、改善を要する事項があると認められる場合には、第2号様式により文書で通知して改善を求め、改善結果の報告を第3号様式により文書で提出するよう指示するものとする。

3 市長は、前項の改善報告について必要があると認める場合には、文書又は職員の派遣等により改善状況、改善結果について確認する。

(行政上の措置)

第8条 市長は、第6条の規定に基づき実施した監査の結果、指定基準違反等が認められた場合には、障害者総合支援法第49条第1項、第2項、第51条の28第1項、第2項及び福祉法第24条の35第1項に規定する「勧告」、障害者総合支援法第49条第4項、第51条の28第4項及び福祉法第24条の35第3項に規定する「命令」、並びに障害者総合支援法第50条第1項、第3項、第51条の29第1項、第2項及び福祉法第24条の36の「指定の取消し等」の規定に基づき、次に掲げる行政上の措置を採るものとする。

(1) 勧告

市長は、障害福祉サービス事業者等に指定基準違反の事実が確認された場合、当該障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて、基準を遵守すべきことを第4号様式により文書で勧告することができる。これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

勧告をした場合には、当該障害福祉サービス事業者等に対し、期限内に第5号様式により文書で報告を行わせるものとする。

(2) 命令

市長は、障害福祉サービス事業者等が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該サービス事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを第6号様式により文書で命令することができる。

なお、命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

命令をした場合には、当該障害福祉サービス事業者等に対し、期限内に第7号様式により文書で報告を行わせるものとする。

(3) 指定の取消等

市長は、指定基準違反等の内容等が、障害者総合支援法第50条第1項各号、同条第3項で準用する同条第1項各号(第12号を除く。)、第51条の29第1項各号、第2項各号及び福祉法

第24条の36各号のいずれかに該当する場合は、当該障害福祉サービス事業者等に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力の停止をすること（以下「指定の取消等」という。）ができる。

なお、指定の取消等を行った場合には、その旨を公示しなければならない。

2 聴聞等

市長は、監査の結果、当該障害福祉サービス事業者等が命令又は指定の取消等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会を付与を行わなければならない。

ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は、適用しない。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、監査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成24年6月1日から施行し、平成24年度の監査から適用する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様

郡山市長

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律・児童福祉法に基づく
監査の実施について（通知）

このことについて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第48条第1項・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の27第1項・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の27第2項・児童福祉法第24条の34第1項の規定に基づき下記のとおり実施します。

なお、監査当日には、管理者及び事務担当者等の出席をお願いいたします。

記

- 1 対象事業所名称
- 2 日時
- 3 場所
- 4 監査職員
- 5 監査事項
- 6 準備すべき書類

文書の記号番号
年 月 日

様

郡山市長

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律・児童福祉法に基づく監査の結果について（通知）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第48条第1項・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の27第1項・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の27第2項・児童福祉法第24条の34第1項の規定に基づき、年 月 日に実施した監査の結果、下記のとおり、是正又は改善を要する事項が認められたので通知します。

については、必要な措置をとるとともに、その結果を別紙第3号様式に具体的に記載の上、関係書類を添えて、年 月 日までに1部提出してください。

記

1 事業所名称

2 是正・改善を要する事項

第3号様式（第7条関係）

措置結果報告書

年 月 日

郡山市長

法人名

代表者

印

事務所所在地

事業所名

サービス種類

事業所所在地

年 月 日付け第 号で是正又は改善を行うよう指摘のあった事項について、
次のとおり措置結果を報告します。

是正又は改善を要する事項	措置結果（具体的に記入）	備考

文書の記号番号
年 月 日

様

郡山市長

指定障害福祉サービス事業者等の人員、設備及び運営並びに費用の額の算定に関する基準の遵守に係る勧告書

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第48条第1項・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の27第1項・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の27第2項・児童福祉法第24条の34第1項の規定に基づき、年 月 日に実施した監査の結果、 基準（平成 年 第 号）を遵守していないことが認められましたので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第49条第1項・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第49条第2項・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の28第1項・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の28第2項・児童福祉法第24条の35第1項の規定に基づき、下記のとおり勧告します。

なお、この勧告に係る期限までに、正当な理由がなく措置がとられなかったときは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第49条第3項・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51の28第3項・児童福祉法第24条の35第2項の規定に基づき、その旨を公表すること、また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第49条第4項・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の28第4項・児童福祉法第24条の35第3項の規定に基づき、期限を定めてこの勧告に係る措置をとるべきことを命ずることがあります。その命令をした場合は、その旨を公示することとなります。

記

- 1 事業所名
- 2 勧告事由
- 3 勧告事項
- 4 改善期限 年 月 日

5 勧告事項改善報告書の提出

- (1) 別紙の勧告事項改善報告書にこの勧告に係る改善状況を記載し、その状況を客観的に確認できる資料を添付して提出してください。なお、改善できない理由がある場合には、その理由を具体的に記載してください。
- (2) 勧告事項改善報告書の提出期限は、 年 月 日とします。
- (3) 改善状況を確認するために、場合によっては、事業所を訪問すること等があります。

第5号様式（第8条関係）

勸告事項改善報告書

年 月 日

郡山市長

法人名

代表者

㊟

事務所所在地

事業所名

サービス種類

事業所所在地

年 月 日付け第 号で勸告のあった事項について、次のとおり改善結果を報告します。

勸告事項（全文）	改善結果（具体的に記入）	備考

※ 備考欄は、勸告のとおり改善がなされた場合は、添付資料の番号を記載し、改善がなされなかった場合はその理由を詳しく記載すること。

令達先 住所（所在地）

氏名（名称）

代表者

指定障害福祉サービス事業者等の人員、設備及び運営に関する基準の遵守に関する勧告に係る措置の実施命令書

下記事業所に対し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第49条第1項・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第49条第2項・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の28第1項・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の28第2項・児童福祉法第24条の35第1項の規定に基づき、 年 月 日付け第 号で勧告したところ、正当な理由なく同勧告に係る措置がとられていないと認められますので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第49条第4項・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の28第4項・児童福祉法第24条の35第3項の規定に基づき、下記のとおり改善を命じます。なお、当該改善命令については、公示いたします。

また、この命令に係る期限までに、措置がとられない場合は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第50条第1項・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第50条第3項・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の29第1項・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の29第2項・児童福祉法第24条の36の規定に基づき指定の取消し、指定の全部若しくは一部の効力を停止する処分を行うことがあります。

年 月 日

郡山市長

記

1 事業所名

2 命令事項

3 改善期限 年 月 日

4 命令事項改善報告書の提出

(1) この命令に係る措置は別紙の命令事項改善報告書へ記載し報告してください。

(2) 改善報告書の提出期限は、平成 年 月 日とします。

5 教示

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に、郡山市長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、処分の取り消しの訴えを提起することができます。なお、1の審査請求をした場合には、処分の取り消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に提起することができます。

3 ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その

審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第7号様式（第8条関係）

命令事項改善報告書

年 月 日

郡山市長

法人名

代表者

㊞

事務所所在地

事業所名

サービス種類

事業所所在地

年 月 日付け第 号で命令のあった事項について、次のとおり改善結果を報告します。

命令事項（全文）	改善結果（具体的に記入）	備考

※ 備考欄は、勧告のとおり改善がなされた場合は、添付資料の番号を記載し、改善がなされなかった場合はその理由を詳しく記載すること。